

対法務当局

人事課 作成

令和6年12月12日(木)衆・法務委 柴田勝之議員(立憲)

1問 今回の法改正前後の、新任の検事の年収額は何円、何パーセントの増額となるか、法務当局に問う。

○ 新任検事(注1)の年収額の概算(注2)は、現行では約637万円であるところ、法改正により、
・約677万円
となり、
・金額にすると約40万円
・増率にすると約6.3%
の増額となる。

(注1) 検事18号として算出

(注2) 年収額は、俸給、扶養手当、地域手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当の合計額。

地域手当は支給地域の区分が1級地(支給割合20%)、扶養手当は配偶者及び子1人を扶養親族とする場合の月額による。

(参考) 年収額の概算の詳細

○現行の年収額 約637万円

○改正後の年収額

・令和6年4月1日適用:約673万円

・令和7年4月1日施行：約677万円

○増率の計算式

40万円（増額）／637万円（現行額）

=約6.3%

【責任者：人事課 大原課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】